

環境にやさしい農業推進基本方針

平成 24 年 10 月改訂



倉 吉 市

はじめに

環境問題に対する市民の意識が高まる中で、農業においても環境と調和した生産活動を展開し、地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図っていくことが必要であり、農業者自らが環境に及ぼす影響を低減し、環境保全を重視したものに転換していくことが求められています。

本市では、平成7年2月に「倉吉市環境にやさしい農業推進基本方針」を策定（平成19年2月改訂）し、関係機関と連携して農薬・化学肥料3割以上低減、エコファーマー、特別栽培農産物、有機JASなどの環境にやさしい農業を推進してきたところですが、このたび、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」や「有機農業の推進に関する法律」に基づく施策やこれまでの取り組み状況を踏まえ、「環境保全型農業直接支援対策」や「農地・水保全管理支払交付金」、「鳥取県有機・特別栽培農産物推進計画」等の施策をさらに推進し、環境保全型農業を実践する農業者の確保・育成に努め、環境と調和した農業の展開を推進していくものとします。

第1 環境にやさしい農業推進の趣旨

農業は、自然環境の関わりの中で営まれており、環境との調和なくして、その生産活動を長期にわたり維持することはできない産業であり、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。

これまで本市では、農業を市の基幹的な産業として、その近代化に積極的に取り組み、高品質で生産性の高い農業の実現に取り組んできた結果、スイカ、プリンスメロンをはじめ、白ネギ、キャベツ、二十世紀梨などの全国的にも有名な産地化が促進されました。

しかしながら、生産性の高い農業を推進してきた反面、農薬や化学肥料に依存する傾向が強まり、堆肥等有機物施用の減少に伴う地力の低下や、環境への影響が懸念されるようになりました。

一方、消費者の農産物に対するニーズも量から質への転換に加え、健康、安全、高品質志向へと多様化し、特に最近、輸入農産物が増加する中で、安心して食べられる安全性の高い農産物に対する関心が一段と高まっています。

こうしたことから、今後の農業生産においては、自然環境を保全しつつ、高品質で、安全性に関してより安心感を持つことができる食料を安定的に供給できる生産技術や体制を作ることが極めて重要です。

この様な中、本市では、「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」や「鳥取県特別栽培農産物認証制度」に基づく、特別栽培農産物の栽培が年々増え、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（いわゆるJAS法）」に基づく有機栽培の取り組みが始まる等、少しずつ環境にやさしい農業の取り組みの成果が出始めています。

本市では、これらの成果を踏まえた上で、堆肥等有機物資源を循環利用した土づくりを基本に、化学肥料や農薬の使用量を低減した栽培の実践や効率的なエネルギー利用等による環境と調和した農業を、消費者の理解を求めながら、農業団体等と一体となって

さらに推進していくものとします。

第2 環境にやさしい農業を推進するための課題と方策

農薬や化学肥料の使用を控えた農産物に対する消費者ニーズが高まる一方で、環境にやさしい農業への取り組みは確実に広がり始めています。農業者自らが環境問題を正しく認識し、その解決に積極的に取り組む機運を高めるとともに、技術的な裏付けや生産技術の確立・普及による収量、品質、労力面での課題を克服し、安全・安心な農産物の提供と農産物の付加価値化による農業所得の向上を図る必要があります。

環境にやさしい農業を推進し実効を上げるためには、各種制度を推進し、新技術の導入と普及を図るとともに、畜産有機資源等の循環利用推進による土づくり、関係機関の連携のもとに農業者のみならず消費者の理解を得るための啓発活動の実践など、きめ細やかな推進方策が必要です。

1 各種制度の推進

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づく「エコファーマー」の認定を促進するとともに、土づくりを基本とした環境への負荷を軽減する農業生産方式の導入を推進し、地域の実態に即した農薬、化学肥料の使用量を低減する栽培技術に取り組み、環境と調和した農業生産活動の普及を図ります。

更には、県が認証する「特別栽培農産物認証制度」を活用し、農薬や化学肥料を大幅に削減するなどの要件を満たす環境にやさしい農業の取り組みの促進と普及を図ります。

また、「農地・水保全管理支払交付金」の活用により、地域ぐるみの環境にやさしい農業の取り組みを促進するとともに、農業者と地域住民等の共同による地域環境の保全活動を推進します。

2 生産技術の確立・普及

環境にやさしい農業の推進に当たっては、その実践を可能とする技術的裏づけが重要です。

このため、国の環境保全型農業直接支援対策を活用したカバークロープ、リビングマルチ、草生栽培、冬期湛水管理、有機農業の取り組みを推進します。

また、地域の営農条件に即し、温湯種子消毒技術など環境負荷の軽減に配慮した、より効率的な施肥・防除を推進するため、市、県、農業団体等が連携し、既往の環境にやさしい農業技術の体系化、改善を図るとともに、環境負荷の一層少ない農業資材や新技術の導入と普及・定着を図ります。

3 畜産有機資源等の循環利用促進

畜産有機資源の土壌還元による土づくりは、これまでも推進してきたところですが、耕種農家と畜産農家の連携を図りながら、良質堆肥の施用を促進するとともに、地域間の需給ネットワークの確立を目指します。

また、未だ有効利用されていない稲わら等の有機資源（バイオマス）を積極的に利活用するため、地域における活用システムの構築を推進します。

4 農業者に対する啓発

市ホームページで環境保全型農業の制度の周知を図るとともに、関係機関と連携して環境にやさしい農業に対する意識啓発を進め、積極的に取り組む機運づくりと環境への負荷をできるだけ軽減した地域ぐるみで自主的な取り組みを推進します。

また、環境にやさしい農業を指導実践するリーダーや組織の育成を促進します。

5 消費者の理解の促進

消費者交流会や直売所などで消費者との交流を図りながら、豊かな自然環境の中で生産される有機・特別栽培農産物の制度や栽培管理の難しさなど、環境にやさしい農業に取り組んでいる生産者とともに普及・啓発に努めます。

第3 推進目標

平成7年2月に策定し、平成19年2月に改訂したこの推進方針に基づく取り組みは、着実に浸透していることから、今後もこれらの取り組みを継続するとともに、次の項目を推進目標に掲げ、より一層の環境負荷の低減、生物多様性の保全に取り組むこととします。

- ・ エコファーマー認定者の促進（目標 1,600人）
- ・ 特別栽培農産物等の減農薬・減化学肥料栽培の促進
- ・ 畜産有機資源等の循環利用の促進
- ・ 環境保全型農業直接支援対策の推進（目標 75ha）

第4 推進期間

策定日から5年間とします。

附 則

この推進方針は、平成7年2月17日より施行する。

附 則

この推進方針は、平成19年2月21日に改正し、施行する。

附 則

この推進方針は、平成24年10月31日に改正し、施行する。